

大胆な投資促進税制 (特定生産性向上設備等投資促進税制) について

経済産業省 経済産業政策局 産業創造課

目次

1. はじめに

2. 制度詳細

(1) 対象となる設備

- ① 設備の種類
- ② 投資下限額
- ③ 投資利益率
- ④ 取締役会等の意思決定
- ⑤ その他

(2) 措置期間

(3) 措置内容

(4) 租税特別措置の不適用措置について

(5) 他の税制との関係

3. 申請手続

- (1) 申請スキーム
- (2) 手続の処理期間
- (3) 申請フロー
- (4) 適用後の対応について

4. 投資計画の変更

5. 基準日より前に策定の意思決定がされた投資計画

6. 繰越税額控除

- (1) 事業適応計画の認定要件
- (2) 申請スキーム
- (3) 申請フロー

7. その他特例措置（税制の特例以外の措置）

8. ホームページ・問い合わせ先

1. はじめに

危機管理投資・成長投資による「強い経済」の実現を目指すべく、事業者の大胆かつ高付加価値な国内投資に対するインセンティブを強化するため、令和8年度税制改正において「大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）」を創設しました。

制度概要

青色申告書を提出する法人・個人が、措置期間内に経済産業大臣の確認を受けた対象設備を新たに取得等をし、事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の最大7%の税額控除の適用を受けることができます。

対象業種

一部業種*を除いた、**幅広い業種が対象**

*風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する「風俗営業」及び同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」の用に供する場合

対象設備

※①②③は投資計画、④⑤⑥は設備に関する要件

設備の種類	要件
機械装置	以下を満たすことにつき経済産業大臣の確認を受けた左記種類の設備 ①投資利益率：年平均15%以上 ②投資下限額：35億円以上（中小企業者等は5億円以上） ③投資計画が取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくもの ④生産等設備を構成するもの ⑤国内投資であること、中古資産でないこと、貸付の用に供する資産ではないこと ⑥試験研究の用に供するものではないこと 等
工具及び器具備品	
建物	
建物附属設備及び構築物	
ソフトウェア	

措置期間

令和11年3月31日までに設備に係る経済産業大臣の確認を受け、当該確認を受けた日から5年を経過する日までの間に、取得等をし、事業の用に供した場合。

措置内容

即時償却又は税額控除7%（建物、建物附属設備及び構築物は4%）

なお、**税額控除の控除上限は、法人税額の20%***

*国際経済事情激変事業適応計画について認定を受けた事業者は、繰越税額控除（最大3年間）が可能。

2. 制度詳細

(1) 対象となる設備

経済産業大臣の確認を受けた「特定生産性向上設備等」が対象。具体的には以下①～⑤を満たす設備となります。

①設備の種類

生産等設備を構成する次の設備が対象となります。なお、中古資産、貸付の用に供される設備及び試験研究の用に供する設備は対象外になります。

機械装置	一台又は一基の取得価額が 160万円以上 のもの
工具及び器具備品	それぞれ一台又は一基の取得価額が 120万円以上 のもの（それぞれ一台又は一基の取得価額が40万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額※ ² が120万円以上のものを含む。）
建物※ ¹	一の取得価額が 1,000万円以上 のもの
建物附属設備及び構築物	それぞれ一の取得価額が 120万円以上 のもの（建物附属設備については、一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額※ ² が120万円以上のものを含む。）
ソフトウェア	一の取得価額が 70万円以上 のもの（複写して販売するための原本を除く。）

※ 1 建物のみの投資計画は対象外となります。

※ 2 取得価額の合計額は、「投資計画」単位で判定されます。

②投資下限額

特定生産性向上設備等の**取得価額の合計額が35億円以上（中小企業者等※³については、5億円以上）**である必要があります。

※³「中小企業者等」は租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者、第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者又は同項第9号に規定する農業協同組合等をいいます。具体的には以下のとおりです。

(1) 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

(2) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、以下の法人は対象外

①同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人

②2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人

(3) 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

(4) 農業協同組合等

当該合計額の判定は、「**投資計画**」単位で**上記①の対象設備の取得価額の合計額で判定**されます。

2. 制度詳細

③投資利益率

本税制の対象設備の導入に係る投資計画の投資利益率については、**以下の算式によって算定し、年平均15%以上である必要**があります。

<計算式>

(営業利益 + 減価償却費※3) の増加額 / 年

設備投資額※4

≥ 15%

※3 会計上の減価償却費

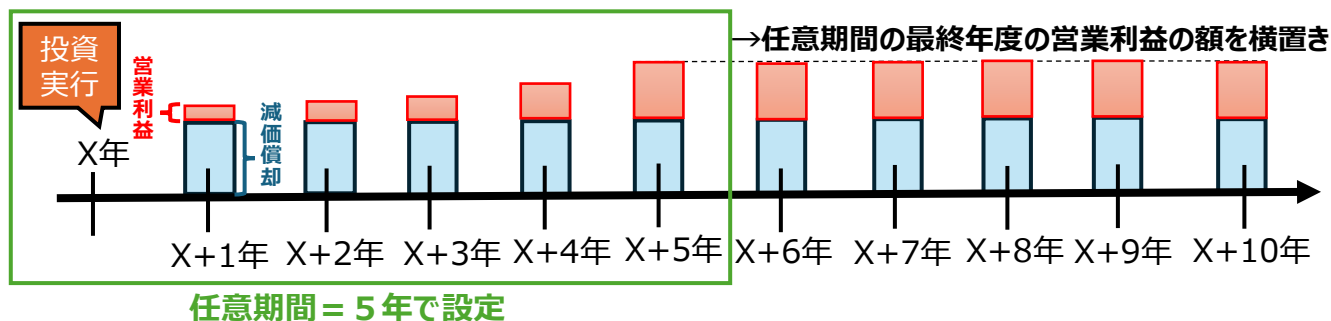
※4 特定生産性向上設備等の取得価額の合計額

【投資計画の期間について】

投資利益率の算定期間については、**取得等をする設備の最長の減価償却期間までの平均額で算定**を行います。

営業利益の算出においては、5年～10年以内の任意の期間を事業者において設定の上、当該任意期間の最終年度の額をそれ以降の年度に横置きして算定を行います。

<計算方法のイメージ（最長減価償却期間が10年の場合）>



【投資計画の策定単位について】

投資計画の策定単位は、事業の将来における高い生産性の確保に向けて**必要不可欠な設備の導入に係るもの**であって、投資利益率を算定する際に、**その生じる効果を正確に算出することが可能な単位**となります。

そのため、**効果を正確に算出できる単位として、工場単位や店舗単位等が想定**されますが、必ずしも地理的に離れているからといって別の投資計画となる訳ではなく、**複数箇所への投資に加えて、何らか共通の投資を行うことで、相乗効果がその投資の効果として現れる場合などは、1つの投資計画としてみるのが適切**と考えられます。

2. 制度詳細

④取締役会等の意思決定

本税制の対象設備の導入に係る投資計画については、その**投資計画が取締役会等の適切な機関の意思決定に基づき策定されたものである必要**があります。

なお、当該策定の意思決定については、**令和7年12月26日以降に新たに行われるものに限られ、本税制を活用することによって実現する投資**であることが分かる書類（例：取締役会等の議事録など）を提出

【取締役会等の範囲について】

投資計画の策定の意思決定を行う機関については、**取締役会を念頭**にしているところですが、その投資計画の策定の意思決定について、**事業者として適切に他の会議体等に権限として委任されているものであれば、その会議体の意思決定でも可能**です。なお、その場合については、適切に委任されていることがわかる証憑書類（内規など）を併せて提出していただく必要があります。

⑤その他

【資金調達について】

特定生産性向上設備等の導入の**実現に必要な資金調達について、自己資金や借入、株式発行等のどのような手法で調達するかについて記載**していただきます。

【例】

(百万円)

	自己資金	借入	株式発行	その他	合計
所要額					

【今後も含めた成長投資の方針について】

今後成長投資を増加させていく見込みであることについて、記載いただく必要があります。

なお、本項目については、本税制の適用によるキャッシュフローの改善効果を次なる成長投資に回し、投資と賃上げの好循環の確立を目指すべく、その方針について確認させていただく趣旨のものとします。

【パートナーシップ構築宣言について】

受託中小企業振興法第2条第5項に規定する中小受託事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針を宣言していることを公表していることを示した書類の提出が必要となります。なお、申請だけでなく、公表されていることまで必要なためご注意ください。

【暴力団員等の非該当性について】

事業者が次のいずれにも該当しないことを示した書類の提出が必要となります。

- ① 暴力団員等
- ② 暴力団員等が役員にいる会社
- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（2）措置期間

令和11年3月31日までに設備に係る経済産業大臣の確認を受け、当該確認を受けた日から5年を経過する日までの間に、取得等をし、事業の用に供した設備が対象となります。

令和11年4月1日以後に確認（同日前に確認を受けた設備に係る投資計画の変更の確認を含む。）を受けた設備については税制の対象にならないのでその点ご注意ください。

2. 制度詳細

(3) 措置内容

対象設備に対して、**即時償却又は取得価額の7%（建物、建物附属設備及び構築物は4%）の税額控除の適用を受けることが可能**です。税額控除を選んだ場合、当期法人税額の20%が控除上限となります。

なお、税額控除については、後述の「国際経済事情激変事業適応計画」の認定を受けた事業者のみ3年間の繰越しが可能です。

(参考) 利用が想定される事例

事業者は、**対象資産毎に、即時償却又は税額控除を受ける**ことが可能です。簡易的に試算を行うと税制措置の効果例は以下のとおりです。

事例	事例			
	・ 自社製品の供給能力を拡大するため、工場を新設。工場内には、新たに生産設備を整備し、製造ラインを自動制御するためのソフトウェアを導入。			
	対象資産	詳細	投資額	税制効果
	建物	工場の建屋を新設	50億円	即時償却 (15億円のキャッシュフロー改善効果)
	機械装置	自社製品の生産拡大のための機械装置を導入	30億円	税額控除7% (2.1億円の減税効果)
投資計画	ソフトウェア	製造ラインを自動制御するためのソフトウェアを導入	20億円	税額控除7% (1.4億円の減税効果)

(注) 法人税率30%で機械的に試算した場合の例であり、あくまで参考としての簡易的な試算

(4) 租税特別措置の不適用措置について

大企業（中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除く。）又は農業協同組合等以外の法人）**において、以下の要件に当てはまる事業年度においては、本税制（繰越税額控除制度を除く。）を適用できません。**

(1)所得の金額が前期の所得の金額を超える事業年度

かつ、

(2)次のいずれかに該当しない事業年度

- ① **継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上（資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合には、2%以上）であること。**
- ② **国内設備投資額が当期償却費総額の30%（資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合には、40%）を超えること。**

【継続雇用者給与等支給額とは】

適用事業年度における、継続雇用者（前事業年度及び適用事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者）に対する給与等の支給額の合計額を指します。

【継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合とは】

継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額（前事業年度の継続雇用者給与等支給額）を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合を指します。

＜計算式＞

$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}}$$

2. 制度詳細

(5) 他の税制との関係

本税制の対象となる**特定生産性向上設備等の確認を受けた法人**については、**その特定生産性向上設備等に係る投資計画の実施期間内※の日を含む事業年度は、一定の設備投資税制の適用が制限されます。**

具体的には、以下の3点の税制について、投資計画の実施期間内の日を含む事業年度について「事業者単位」で適用ができなくなります。

- ① 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（**地域未来投資促進税制**）
- ② 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（**中小企業経営強化税制**）
- ③ 生産工程効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は税額控除（**カーボンニュートラルに向けた投資促進税制**）

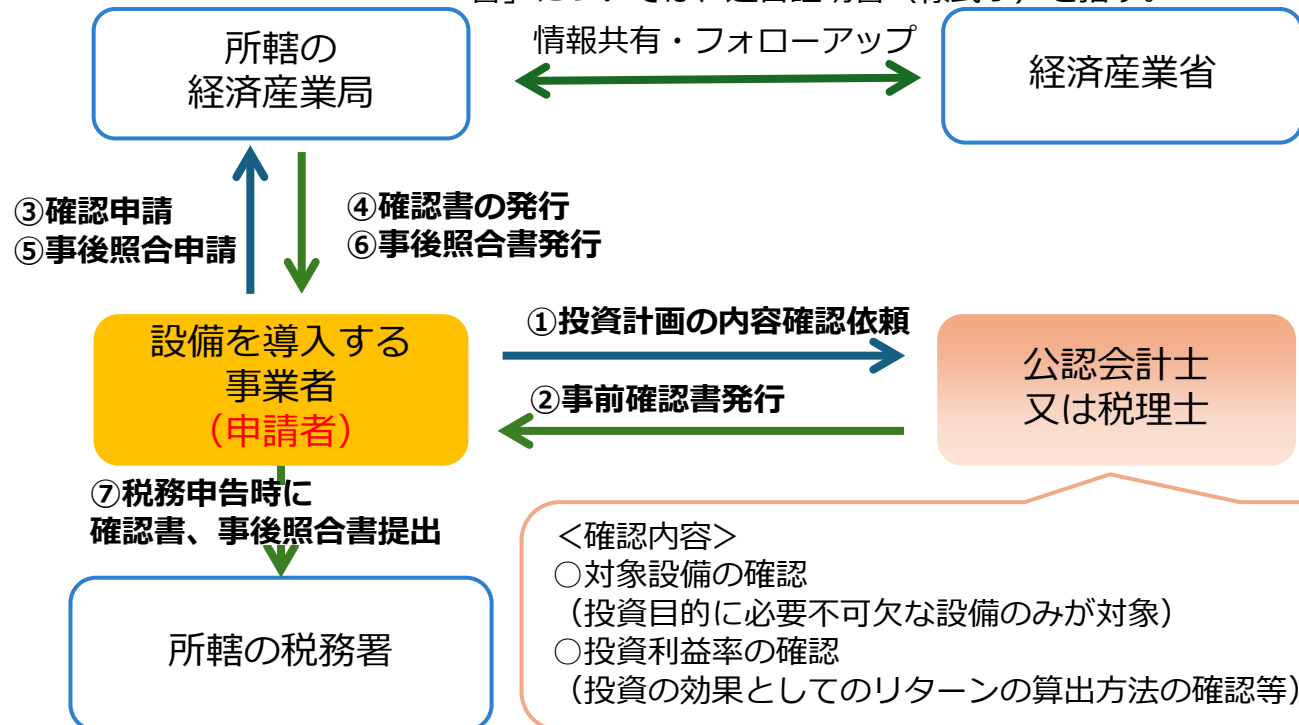
また、戦略分野国内生産促進税制の控除上限となる生産設備に投資した金額から、本税制の適用を受けた資産の取得価額に相当する金額を除くこととされています。

※実施期間は、事業者が策定した特定生産性向上設備等投資計画の実施期間で、様式第一に記載される期間です。

3. 申請手続

(1) 申請スキーム

※本ページにおける⑤⑥の「事後照合」関係手続については、特定生産性向上設備等投資計画への適合証明申請手続き、「事後照合書」については、適合証明書（様式9）を指す。



①・② 投資計画の内容確認

- 確認申請書（様式1）に必要事項をご記入いただき、必要書類（当該確認申請書の裏付けとなる書類等）を添付の上、公認会計士又は税理士の事前確認を受けてください。
- 公認会計士又は税理士は確認申請書と裏付けとなる書類に齟齬がないか等を確認し、事前確認書を発行します。

③・④ 確認申請・確認書の発行等

- 申請者は、必要に応じて確認申請書の修正等を行った上で、②の事前確認書を添付の上、本社所在地を管轄する経済産業局に確認申請書を指定のGビズフォームからご提出ください。
- 経済産業局は、確認申請書を受け付けてから、30日程度（休日等及び補正に係る日数は除く。）を目安に、②の事前確認書、確認申請書、添付書類に基づき、当該確認申請書の内容が適切である場合に確認書（様式2）を発行し、確認申請書及び必要添付書類を添付したものをお渡しします。

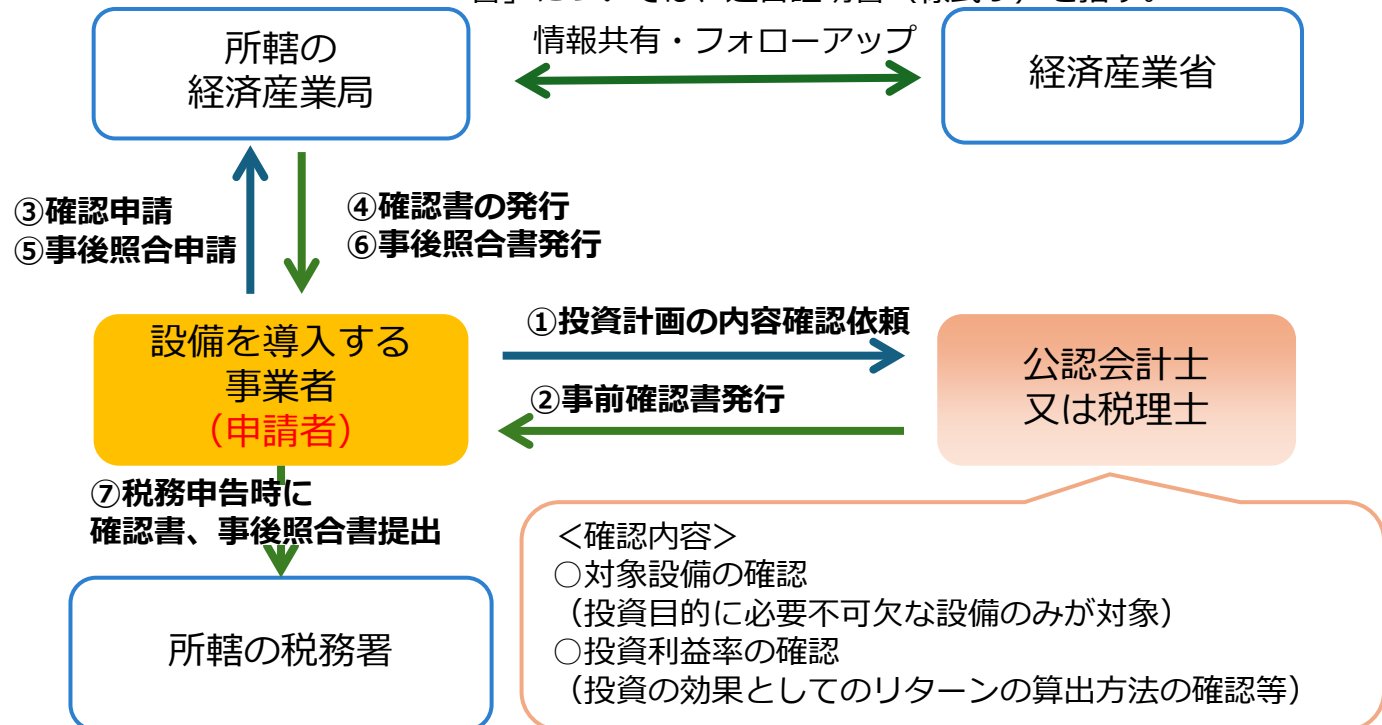
⑤・⑥ 事後照合申請・証明書の発行等

- 申請者は、投資計画に基づいて設備の取得等をし、事業の用に供した年度において、導入をした特定生産性向上設備等が特定生産性向上設備等投資計画に従って導入されたものであることについて、経済産業大臣の証明を受ける必要があります。適合証明申請書（様式8）に確認書の写し等を添付して、経済産業局に、指定のGビズフォームからご提出ください。
- 経済産業局は、適合証明申請書を受け付けてから、30日程度（休日等及び補正に係る日数は除く。）を目安に、適合証明申請書、添付書類等に基づき、当該適合証明申請書の内容が適切である場合に適合証明書（様式9）を発行し、お渡しします。

3. 申請手続

(1) 申請スキーム

※本ページにおける⑤⑥の「事後照合」関係手続については、特定生産性向上設備等投資計画への適合証明申請手続き、「事後照合書」については、適合証明書（様式9）を指す。



⑦ 税務申告

- 対象設備を事業の用に供した年度の確定申告で税務署に特例措置の申告をします。なお、申告の際は、確認書及び適合証明書が必要です。

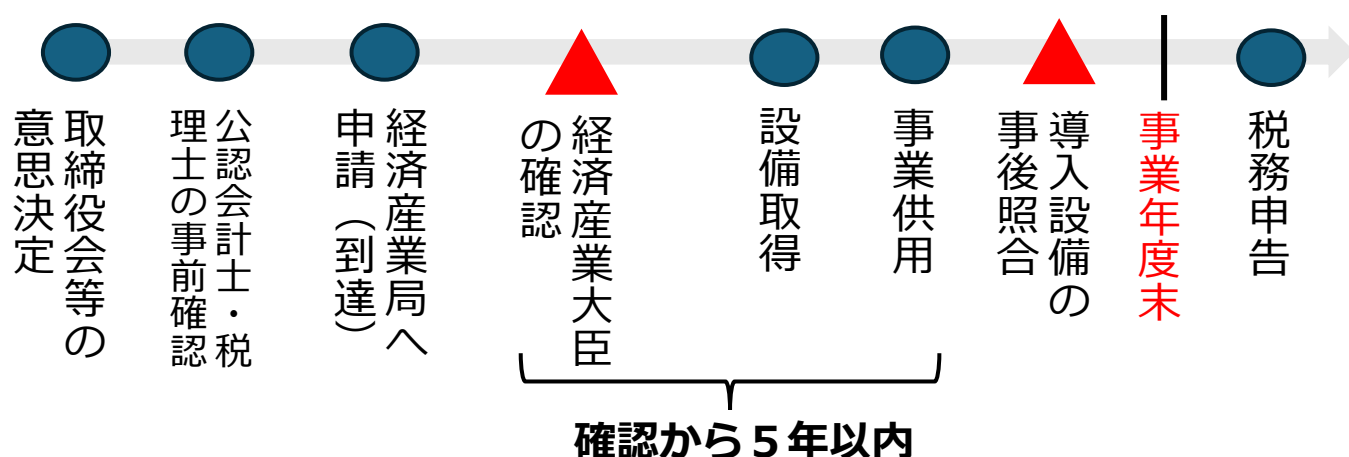
(2) 手続の処理期間

- 確認申請書又は適合証明申請書を受け付けてから確認書又は適合証明書の発行まで30日程度（休日等及び補正に係る日数は除く。）期間を要します。設備の取得等の前に経済産業大臣の確認を受ける必要がありますので、それに間に合うよう余裕を持って申請してください。
- 確認書発行の前に設備の取得等を行った場合、当該設備については税制の対象にならないのでその点ご注意ください。

3. 申請手続

(3) 申請フロー

投資計画について、取締役会等の策定の意思決定を経た上で、**設備取得前までに申請を行い、特定生産性向上設備等の確認を受けていただく必要があります。**余裕を持って申請ください。



(4) 適用後の対応について

税制措置の適用後については、投資計画の進捗について、その**実施状況に係る報告を必要に応じて経済産業省に提出いただく必要**があります。投資計画終了時に、当初計画を下回っていたとしても特段罰則はございませんが、計画が虚偽の内容などの悪質なものであった場合は、社名の公表などの対応を予定しています。

【EBPM（証拠に基づく政策立案）に関してのお願いについて】

なお、本税制への申請にあたり、適用の有無に関わらず、**政府からのEBPMに関する本税制に係る調査への協力要請に応じていただきます。**申請の際に**提出された情報については、政策効果検証に使用することを目的として、個社情報が特定されないように処理したうえで公開する場合があります。**

なお、必要に応じて、本税制の活用事例集の作成への協力をお願いをする可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

4. 投資計画の変更

投資計画の変更

経済産業大臣の確認を受けた特定生産性向上設備等に係る投資計画について、変更事項が生じた場合は**変更確認申請を行う必要があります**。

変更が必要な範囲

投資計画の変更の内容に応じて、その**中核的な内容に変更がない場合は、変更申請の必要はありません（事後照合時も同様）**。

具体的には、**投資計画の目的・内容、設備の種類・用途といった中核的な内容（以下、目的等という。）に変更がない場合であって、投資下限額・投資利益率の水準が法定要件を下回らない限り、投資計画が同一のものとして扱います**。

他方で、**目的等の内容に変更が生じた場合は、計画の同一性を欠いたものとして、変更や取消の対象となりますので、投資計画の変更確認申請を行う必要があります**。

【投資計画に記載する内容とその位置づけ】

内容		詳細	変更・取消の要否
投資計画の中核	A	投資計画の目的・内容	内容に修正が生じた場合、投資計画の変更・取消しが 必要
	B	設備の種類・用途	
投資計画の詳細	C	設備の金額・数	内容に修正が生じた場合、投資計画の変更・取消しは 不要
	D	設備の導入場所・事業単位	
	E	設備の取得・供用開始時点	

5. 基準日より前に策定の意思決定がされた投資計画

基準日より前に策定の意思決定がされた投資計画について

令和7年12月26日（基準日）より前に一度策定の意思決定がされた投資計画について、同日以降に改めて変更の意思決定がされ、投資利益率要件等の基礎要件に加え一定の要件を満たした場合には、本税制の適用が可能となります。

（対象資産のうち、変更により質的・構造的な向上が認められる部分のみ税制適用対象）

（要件）

- ① 変更の意思決定が令和7年12月26日以降に行われていること
- ② 当初投資計画（令和7年12月26日より前に策定の意思決定がされている変更前の投資計画）の投資額から50%以上増加すること（対当初投資計画比で150%以上とすること）
- ③ 投資利益率が当初投資計画を超えること
- ④ 当初投資計画と変更後投資計画の間に一体性が認められること（①当初投資と追加投資の事業目的が共通していること、②追加する設備がその共通する事業目的の実現に必要不可欠な設備であること）
- ⑤ 当初投資計画の策定の決議又は決定があった日以後5年以内に変更の決議又は決定が行われた投資計画であること
- ⑥ 当初投資計画で導入予定であった対象資産から、何らかの質的/構造的な向上が見込まれるものであること
- ⑦ ⑥の質的/構造的な向上が③の投資利益率上昇に寄与することが認められるものであること

6. 繰越税額控除

繰越税額控除

令和11年3月31日までに、特定生産性向上設備等の経済産業大臣の確認を受けた上で、産業競争力強化法の「国際経済事情激変事業適応計画」の主務大臣の認定を受けた事業者は、最大3年間の税額控除の繰越しを行うことが可能となります。

(1) 事業適応計画の認定要件

以下Ⅰ～Ⅵを「全て」満たすこと

Ⅰ 計画期間

9年以内（税額控除の繰越しを希望する場合は、投資実行は5年以内、計画期間は最大9年間とする。）

Ⅱ 生産性の向上又は新需要の開拓（いずれかを満たすこと）

- 生産性の向上：計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること
 - ①修正ROA 2%ポイント向上、②有形固定資産回転率 5%向上、
 - ③従業員1人当たり付加価値額 6%向上
 - ④ ①～③のいずれかに相当する生産性の向上
- 新需要の開拓：計画の終了年度において次の指標の達成が見込まれること
売上高伸び率 $\geq$ 過去5事業年度の業種売上高伸び率 + 3%

Ⅲ 財務の健全性

計画の終了年度において次の①及び②の達成が見込まれること。

①有利子負債/CF $\leq$ 10 及び ②経常収入 $>$ 経常支出 を達成

Ⅳ 前向きな取組を行うこと（以下の全てを満たすこと）

- 特定生産性向上設備等の導入を行うこと。
- 次の①～③のいずれかに該当するものを行うこと。
 - ①新商品、新サービスの生産・提供
⇒ 新商品等の売上高の合計額が全体の売上高の1%以上
 - ②商品の新生産方式の導入、設備の能率の向上
⇒ 商品等1単位当たりの製造原価等を5%以上削減
 - ③商品の新販売方式の導入、サービスの新提供方式の導入
⇒ 商品等1単位当たりの販売費等を5%以上削減
- 上記①～③による取組が事業者の持続的な生産性の向上又は新需要の開拓に寄与すると認められるものであること

Ⅴ 影響要件（以下のいずれかを満たすこと）

- 当該事業者が認定の申請を行う年度の前年度の売上高が、国際的な事業環境の急激な変動が生じたことにより、5%以上減少していること
- 当該事業者が認定の申請を行う年度の前年度の売上高営業利益率が、国際的な事業環境の急激な変動が生じたことにより、20%以上減少していること

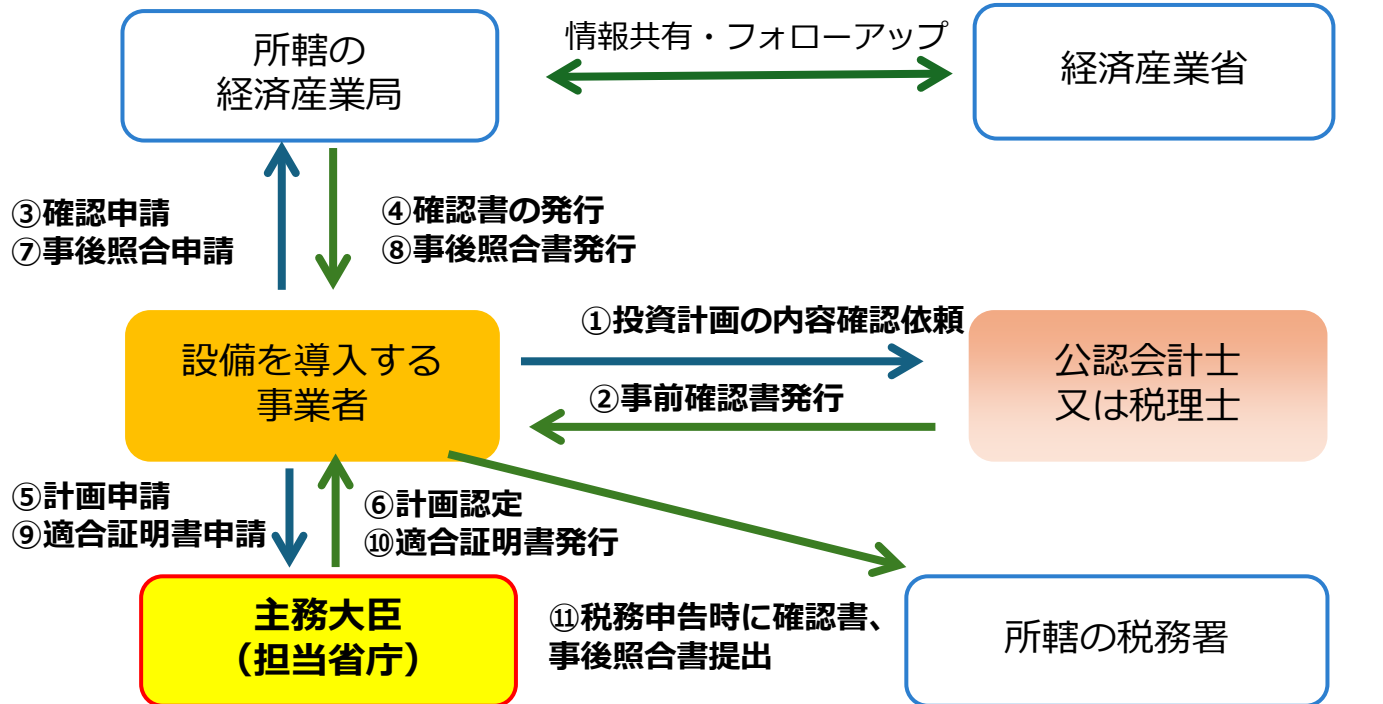
Ⅵ 全社的取組

実施しようとする事業適応が、取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議・決定（事業部門・事業拠点でなく組織的な意思決定）に基づくものであること

6. 繰越税額控除

(2) 申請スキーム

「国際経済事情激変事業適応計画」の認定を受けた場合の繰越税額控除の適用を受けるためには、特定生産性向上設備等の経済産業大臣の確認に加え、主務大臣への国際経済事情激変事業適応計画の申請・認定が必要となります。

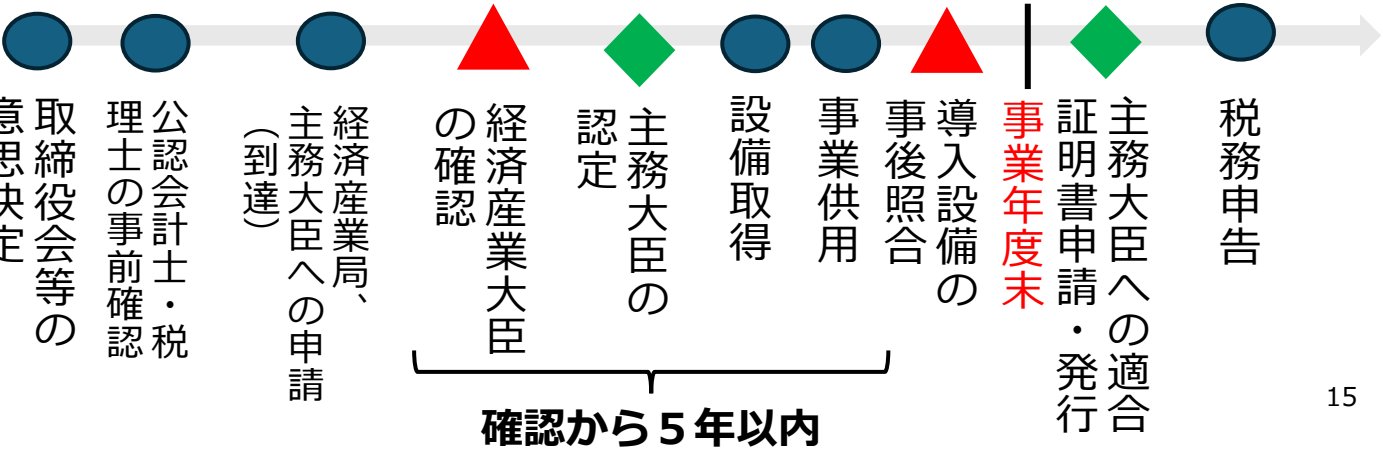


※国際経済事情激変事業適応計画に係る手続きは、⑤、⑥、⑨～⑪の手続きを指す。適合証明書は毎期交付を受ける必要有り。

※適合証明書については提出不要だが、保存しておく必要がある。

(3) 申請フロー

特定生産性向上設備等の経済産業大臣の確認、「国際経済事情激変事業適応計画」の主務大臣の認定の双方を受けていただく必要があります。そのため、余裕を持って申請ください。



7. その他特例措置（税制の特例以外の措置）

（１）その他特例措置

事業適応計画の認定を受けた事業者については、税額控除の繰越し以外に以下の特例を受けることが可能となります。

①社債管理者設置制度の特例 ※事業費上昇事業適応のみ

①社債管理補助者を設定している②専門知識を有する特定投資家のみ対象③社債権者保護のための特約を設定、の3要件を満たした場合に、社債管理者の設置を免除

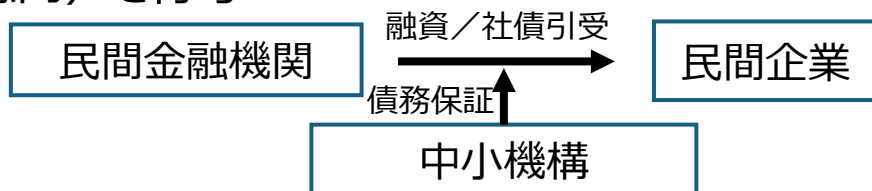
②ツーステップローン／社債

日本政策金融公庫の長期・大規模な資金調達（5年・事業規模50億円以上）に対する二段階の低利融資等を措置



③債務保証

中小企業基盤整備機構による事業者等の借入に債務保証（最大5割・25億円）を付与



④用地利用の円滑化 ※事業費上昇事業適応のみ

認定を受けた事業適応計画（主務大臣経由で都道府県知事※の同意を得たものに限る。）に基づく措置については、地域未来投資促進法において講じる産業用地等の産業基盤関連の措置（①地域経済牽引事業用地整備計画に基づき整備された土地の活用、②緑地面積率規制の緩和、③データセンターへの工業用水供給の義務づけ）を適用

※②緑地面積率規制の緩和については、都道府県知事から市町村長にも協議。

（２）その他特例措置に関する問合せ先

○経済産業省 経済産業政策局 産業創造課
TEL: 03-3501-1560

8. ホームページ・問い合わせ先

ホームページ・問い合わせ先

【ホームページ】

https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/henkashien/daitanzeisei/daitan.html

【問い合わせ先】

○大胆な投資促進税制 コールセンター

TEL: 0570-093-930（平日 9 : 00 - 17 : 30）

※ 個別の申請に対する確認の可否や、審査の状況に関するお問い合わせにはご対応しかねます。

※減価償却資産の種類の判断や税法上の規定に関するお問い合わせは、税理士、又は国税の電話相談センター若しくは所轄の税務署（国税局所管法人については、国税局の調査部等の所掌部門等）までご確認ください。

【申請先】（※国際経済事情激変事業適応計画に係る申請を除く。）

経済産業局	連絡先	管轄地域
北海道経済産業局 地域経済課	011-709-1782	北海道
東北経済産業局 地域経済課	022-221-4876	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東経済産業局 企業立地支援課	048-600-0268	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
中部経済産業局 地域未来投資促進室	052-951-8457	岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県
近畿経済産業局 創業・経営支援課 経営力向上室	06-6966-6065	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国経済産業局 地域経済課	082-224-5684	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国経済産業局 地域経済課	087-811-8513	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州経済産業局 企業成長支援課	092-482-5435	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局 地域経済課	098-866-1730	沖縄県